

令和六年九月二十四日（火曜日）午前十時零分 開議

議事日程第二号

令和六年九月二十四日（火曜日）午前十時開議

- 第一 議第十七号 令和六年度山形県一般会計補正予算（第二号）
- 第二 議第十八号 令和六年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 第三 議第十九号 令和六年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）
- 第四 議第二十号 令和六年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第一号）
- 第五 議第二十一号 令和六年度山形県電気事業会計補正予算（第二号）
- 第六 議第二十二号 令和六年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第一号）
- 第七 議第二十三号 令和六年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第一号）
- 第八 議第二十四号 令和六年度山形県病院事業会計補正予算（第一号）
- 第九 議第二十五号 一般職の任期付職員を採用等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十 議第二十六号 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第十一 議第二十七号 漁港事業に要する費用の一部負担について
- 第十二 議第二十八号 基幹水利施設ストックマネジメント事業等に要する費用の一部負担について
- 第十三 議第二十九号 河川内水利施設適正化事業等に要する費用の一部負担について
- 第十四 議第三十号 都市計画街路事業に要する費用の一部負担について
- 第十五 議第三十一号 流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について
- 第十六 議第三十二号 港湾事業に要する費用の一部負担について
- 第十七 議第三十三号 急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について
- 第十八 議第三十四号 山形県立寒河江工業高等学校改築整備事業契約の一部変更について
- 第十九 議第三十五号 山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者の指定について
- 第二十 議第三十六号 山形県県民の森の指定管理者の指定について
- 第二十一 議第三十七号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款の一部変更について
- 第二十二 議第三十八号 山形県教育委員会委員の任命について
- 第二十三 県政一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程第二号に同じ。

出席議員（四十三名）

- 一 番 石 川 涉 議員
- 二 番 齋 藤 俊一郎 議員
- 三 番 橋 本 彩 子 議員
- 四 番 松 井 愛 議員
- 五 番 石 川 正 志 議員
- 六 番 江 口 暢 子 議員
- 七 番 阿 部 恭 平 議員
- 八 番 鈴 木 学 議員
- 九 番 伊 藤 香 織 議員
- 十 番 石 塚 慶 議員
- 十一 番 関 徹 議員
- 十二 番 阿 部 ひとみ 議員
- 十三 番 梅 津 庸 成 議員
- 十四 番 今 野 美奈子 議員
- 十五 番 高 橋 弓 嗣 議員
- 十六 番 佐 藤 文 一 議員
- 十七 番 相 田 日出夫 議員
- 十八 番 佐 藤 正 胤 議員

十九番	遠藤寛	明	議員
二十番	相田光	照	議員
二十一番	遠藤和	典	議員
二十二番	菊池文	昭	議員
二十三番	高橋	淳	議員
二十四番	青木彰	榮	議員
二十五番	石黒	覚	議員
二十六番	梶原宗	明	議員
二十七番	五十嵐智	洋	議員
二十八番	能登淳	一	議員
二十九番	柴田正	人	議員
三十番	洪間佳	寿美	議員
三十一番	矢吹栄	修	議員
三十二番	小松伸	也	議員
三十三番	吉村和	武	議員
三十四番	高橋啓	介	議員
三十五番	木村忠	三	議員
三十六番	加賀正	和	議員
三十七番	森谷仙	一郎	議員
三十八番	榎津博	士	議員
三十九番	奥山誠	治	議員
四十番	伊藤重	成	議員
四十一番	船山現	人	議員
四十二番	田澤伸	一	議員
四十三番	森田	廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子	君
副知事	平山雅之	君
企業管理者	松澤勝志	君
病院事業管理者	阿彦忠之	君
総務部長	岡本泰輔	君
みらい企画創造部長	小中章雄	君
防災くらし安心部長	中川崇	君
環境エネルギー部長	高橋徹	君
しあわせ子育て応援部長	西澤恵子	君
健康福祉部長	柴田優	君
産業労働部長	岡崎正彦	君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸	君
農林水産部長	星里香子	君
県土整備部長	小林寛	君
会計管理者	山田敦子	君
財政課長	大村敏弘	君
教育長	高橋広樹	君
公安委員会委員長	北村正敏	君
警察本部長	鈴木邦夫	君
代表監査委員	松田義彦	君
人事委員会委員長	安孫子俊彦	君
人事委員会事務局長	荒木泰子	君
労働委員会事務局長	鈴木和枝	君

午前 十時 零分 開 議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第百十七号議案から日程第二十二議第百
三十八号議案まで及び日程第二十三県政一般に関す
る質問 (代表質問)

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第百十七号令和六年度山形県一般会計補正予算第二号から、日程第二十二議第百三十八号山形県教育委員会委員の任命についてまでの二十二案件を一括議題に供し、これら案件に対する質疑と、日程第二十三県政一般に関する質問を併せ行います。

質疑及び質問の通告がありますので、通告順により発言を許可いたします。

三十二番小松伸也議員。

○三十二番（小松伸也議員） おはようございます。自由民主党小松伸也です。二年半ぶりの代表質問の機会をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。リハビリの機会と捉え、自民党会派の意思を込めて質問させていただきます。

初めに、七月豪雨災害で被災された皆様、殉職された二名の警察官をはじめとするお亡くなりになられた方々に心からお見舞いと哀悼の意を表させていただきます。

そして、このたび能登半島の水害で被災された皆様、犠牲になられた方々に心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

激甚化する気候の変化を私たちは認識していなかったでしょうか。いや、していたはずですが。とするならば、私たちは、その変化を乗り越えるために防災対応や防御インフラの変化を成し遂げてきたでしょうか。防災の在り方について、今、本気の対応と、そして変化が求められています。

初めに、そうした防災対応について五つの質問をさせていただきます。早口になりますが御了承ください。

一千億円を超える総被害額、令和六年七月二十五日からの大雨は、山形県に過去最大の被害をもたらしました。これまでに経験のない激しい降雨は、二十四時間雨量で多いところでは約五百ミリにまで達し、これまでにない過去最大の降雨量となりました。大量の雨水は、河川のみならず、道路や山林、農地、住宅、あらゆるところを流れ下り、山が崩れ、川や道路が壊れ、大量の土砂が農地や家のみ込みました。

地元県会議員として、被災状況を確認するために発災時から走り回っておりましたが、大まかな全体概要を把握するのに二週間以上要しました。それだけ被害は広範囲に及んでおり、かつ箇所数も桁違いに多く、大規模なものから小規模なものも含めて数千か所に及ぶものでした。被災の現場では、「もうここには住めないかもしれない」「もう事業再建は無理かもしれない」、そうした声も聞かれました。被害状況に心が折れてしまいそうな方々が大勢いらっしゃいました。県行政と山形県議会が一致協力して、そうした方々が心を立て直し、もう一度立ち上がる力を取り戻せるような支援策を急がなければならない。被災された方々の心情を思うと胸が苦しくなるような現場を回りながらそう思いました。

森谷幹事長をはじめとする自民党山形県連は、被災地選出県議とともに、八月六日、復旧に向けた国の支援を求めするために政府への要望を実施しました。加藤大臣の調整の計らいにより、発災後すぐに岸田内閣総理大臣や防災担当大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産副大臣に面接し、被害の状況説明と支援の要請をお願いすることができました。

当初、激甚指定が難しいと考えられていたようですが、防災大臣からは本激甚指定を検討いただいていることをお聞きし、総務大臣からは交付税の前倒し交付を行っていただけること、財務大臣からは対応予算の確保を確約いただけること、国土交通大臣からは国管轄の復旧を急ピッチで行うこと、などの説明をお聞きしてまいりました。また、そのとき松村大臣からは、県警のライフジャケット整備率が低く、整備の必要性を御指摘いただきました。加賀議員から議運の席で紹介されたところです。

被害額四十万円以下の農地や農業施設の小規模災害について、県からは早い段階で県三分の一、市町村六分の一の支援が発表されたことは評価いたします。最上地域の町村では、本激指定の見込みが示されたおかげで、小規模災害に対して十分の十の補助を、また、住宅地の土砂撤去や解体などを町村負担で対応することを決断することができたとのことでした。

その後、九月六日に激甚災害指定が閣議決定されたことには、関係者一同が安堵したのではないのでしょうか。政治の力を実感し、信じることができました。御尽力いただきました本県選出国會議員の方々、特に加藤大臣、鈴木副大臣、遠藤県連会長に心から感謝を申し上げます。

一方で、今般示された九月補正予算では、中小企業・小規模事業者向けの復旧支援といたしまして、令和二年の災害時に発動された政府のなりわい再建支援補助金については発動されず、最大五百万円の支援制度が盛り込まれました。大変意義ある支援制度と評価しておりますが、被災した中小企業の中には数億円の被害額が計上されているところもあり、被災現場の視点に立つと十分な支援と言えるのか、疑問が残るところです。一昨日、「これだけでは再建は難しい」と電話で連絡がありました。

また、山形県災害見舞金や被災者生活再建支援金の支払い基準についても、一階部分が鉄筋コンクリート造の高床式の場合には、そこにボイラーや冷蔵庫などの家財が設置されている場合でも床上浸水とはみなされないことや、浸水深によって支援額の差が大きいことなど、被災者から見れば不公平感があり、戸惑いの声をお聞きます。今回、私の母屋も被災しましたが、土砂の片づけや、冷蔵庫、洗濯機などの家電、畳や床板の入替えなどで二百万円程度以上の費用が必要となりました。

浸水の場合の住家の被害認定調査では、床上十センチ以上一メートル未満は半壊、床上一メートル以上一・八メートル未満は中規模半壊と判定されます。ただ、床上数十センチの小規模半壊であっても一メートルの中規模半壊であっても、生活再建に必要な額は大差ないのが現状です。国が制度の壁を破れないのであれば、県がその壁を突破すべきではないでしょうか。多くの方が真のあったかい県政に期待しています。

知事は、今回の災害と災害による被害をどう捉えていらっしゃるのでしょうか。自然の猛威に打ちひしがれている心を救うために、強い覚悟を持って復旧復興と県民の生活再建に臨んでいただきたいと強く望みます。所感を伺いたいと思います。そして、災害の復旧復興についてどのような見通しを持っていらっしゃるのか、吉村知事に伺います。

次に、総合発展計画の対応について伺います。

「今回の降雨は百年に一度以上の規模であり大変まれなことである」。以前であればそう言い切ることもできたかもしれませんが、全国で記録的な豪雨災害が頻発している近年、そうした考えを払拭してこれらに対峙しなければならない時代を迎えています。かつての「山形県は災害の少ない県である」というセオリーは、もう過去のものになりました。むしろ、そうしたセオリーの存在によって災害対応や県土の強靱化が遅れていた県と言えるかもしれません。

言うまでもなく、豊かな自然は山形県にとって財産であり、あるがままの自然は確かに多くの豊かさを私たちにもたらしてくれます。しかし、時に、あるがままの自然は、今回のように激しい猛威を振るって多くの被害をもたらします。全ての自然をマネジメントすることはできませんが、その作用に対してより強度を保つための防御施設の強靱化や人々の行動などのマネジメントは必要であり、実現を目指さなくてはなりません。

このたびの災害を経て改めて思います。総合発展計画で掲げる「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現は、自然と文明の調和なくしては成り立たないのであって、県民の人命と財産を守る、そうした県政の責務を鑑みれば、災害に対する対応は、真の豊かさと幸せを実感できる県づくりを進める上での一丁目一番地となるはずで

現状の計画には、政策の柱四において、政策一として「大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化」が挙げられています。この中の施策一から三については有意義な内容と評価していますが、例えば、災害協定を発動しての民間企業との連携や、県の市町村への支援体制と市町村間の連携、生活再建を迅速に行うための情報提供、災害備蓄と供給体制など、既存の文中で触れられてはいますが、方針をより明確なものにする必要があると思います。また、今回被害が多発した砂防三法の指定区域や土砂災害警戒区域での対応なども追記してはいかがでしょうか。このたびの災害の発災、避難、長期避難、啓開、応急対応、復旧、生活となりわいの再建・復興、そのプロセスを経て、見直すべきことがあるように思います。

山形県の総合発展計画は、県行政の指針であるとともに、市町村や県民にも協働を促すことを位置づけられている計画であると認識しています。さきに述べたことについては防災計画でカバーされていると承知していますが、県民と共有することが必要だと考えます。

そこで、今年度は総合発展計画次期実施計画の策定の時期を迎えていることから、災害への対応の強化など、県民の生命と財産を守るためのより強固な施策を次期実施計画に位置づけることが必要だと考えますがいかがでしょうか、みらい企画創造部長に伺います。

次に、人的支援の在り方について伺います。

今回の災害では、被災自治体の負担も大きなものになりました。特に村では、避難所開設と長期の運営、被災箇所の確認、罹災証明の発行、仮復旧対応など多岐にわたる対応が必要となる中で、村役場の人員は人的余裕がなく、現

状体制では今回の災害への対応が難しかったとのこと。人的支援をいただいた国、県、自衛隊関係者には大変感謝しているとのことでした。

村対策本部設置後、速やかに国土交通省や自衛隊からリエゾンが派遣されました。要請を待つのではなく、プッシュ方式で支援の体制を構築していただくことがいかに有効であるかが現場の状況から認識することができました。

私が特に有効と感じたのは、国土交通省のテックフォースの動きでした。現場の調査、被災状況の把握、技術的な支援など、チームとして行動し、一連の業務をパッケージとして支援いただいたことは本当に助かったと村役場の関係者からお聞きいたしました。

こうした有効例を踏まえて山形県の人的支援の在り方の改変が必要ではないでしょうか。今後は山形県の大規模災害時の人的支援もプッシュ方式で行うべきだと思います。また、単に職員を派遣するのではなく、災害時の行政業務をパッケージで支援対応するチーム、例えば行政版テックフォースまたはアドミニストレーションフォースとでもいいでしょうか、そうしたものを組織して支援を行うことが有効であり、体制の構築検討が必要だと思います。

どのように考えるか、防災くらし安心部長に伺います。

次に、公的備蓄の確保と物資保管・集積及び供給体制の変革についてお聞きします。

今年四月三日、台湾の東部沖でマグニチュード七・二の地震が起き、大きな被害がもたらされました。報道で私が特に注目したのは、避難所の開設の状況でした。発災の翌日にもかかわらず、避難所の体育館には整然と多くのベッドつきのテントが設置され、食料支援のブースも設置されていました。避難した日本人観光客は、「大変でしたか」とのインタビューに、「避難所が何一つ不足のない状態で設置されており安心して避難できた」と答えていました。そのことは私にとって大きな驚きでした。と同時に、私たちの地域が同じような状況に遭遇したとき、同様の避難環境の整備が可能だろうかと考えました。そして、そうした体制づくりを目指すことが必要だと思いました。

今回、戸沢村で浸水被害を受けた蔵岡地区の住民方を中心に約八十世帯の方々が一か月を超える長期にわたり避難所での生活を余儀なくされました。避難所の設営と運営については多くの苦勞があり、その都度改善を図る努力をしてきたとのことでした。また、避難されている方々からは、避難期間が長期にわたっているためプライバシーの確保を要望してもらいたいとの声がありました。村では、計画に沿って三日間程度の十二品目の災害備蓄は順次整備してきたものの、長期にわたる避難に対応したプライバシー保護のテントやランドリーセットなどの準備は十分でなく、県からの支援があればありがたいとのことでした。

この春、総務常任委員会の県内視察で訪れた山形県トラック協会から、公的備蓄の確保と物資保管・集積拠点の整備と、迅速な公的備蓄物資の被災地への供給体制についての構想をお聞きしました。この構想は、単に施設整備を求めているものではなく、災害時の公的備蓄物資供給方法の変革、つまり公的備蓄物資のロジスティクストランスフォーメーションを実現するものであると感銘を受けました。こうした構想が実現すれば、災害救助法が適用された折に、台湾での避難所のように迅速に、かつある程度の期間の避難に耐えられる避難所開設が可能になると思いました。

山形県トラック協会によれば、構想するに当たっては先進的に取り組んでいる茨城県の取組を参考にしたとのことでしたので、先日、同僚議員とともに茨城県の県央総合防災センターに調査に伺いました。

茨城県では、県の地震被害想定や国のプッシュ型支援の考え等を踏まえ、発災後三日間については必要物資を県や市町村が備蓄を行い、被災した方々に提供できる体制の整備が行われています。想定している避難者数は十万三千人で、三日間、二十四万六千人分を公的備蓄で対応することとしており、県分として、その必要量の四分の一の確保と物資保管・集積拠点の整備が完了しています。

物資備蓄体制は、災害時に確実かつ迅速な対応を図るため、三か所の総合防災センターで集中備蓄を行うとともに、県の出先機関庁舎にて広域的な分散貯蓄を行い、災害時のリスクを分散しています。その拠点となるのが県央総合防災センターです。通常の防災倉庫としての役割のほか、大規模災害時には支援物資の受入れ集積や配付の拠点として機能します。大型トラックでの搬入・搬出やフォークリフトによる効率的な作業が可能であり、数名の人員で迅速な対応を可能にしています。建物の維持管理は県が行い、食料や水、携帯トイレ、毛布、五百張りのパーティションテントなど基本十三品目のほか、ブルーシートや寝袋など避難所設営備品も保管されていました。

県との緊急救援輸送支援協定に基づき、県で対策本部が設置されるとトラック協会内にも対策本部が設置され、要請を受けた後、市町村に届けられます。持ち前の物流ネットワークが迅速な供給を可能にしているそうです。

戸沢村長からも、「こうした災害備蓄物資供給体制の仕組みが山形県でも用意いただければ小規模自治体にとって大変ありがたい。また、テントなどの中長期避難設備について準備しておくことは小規模自治体にとって負担が重く、広域的な視点で備蓄いただけることは有意義である」との所感をいただきました。

茨城県の一連の取組は、まさに災害備蓄物資供給の変革であり、災害備蓄物資のロジスティクストランスフォーメーションであると考えます。

当県においても、プッシュ方式など市町村を補完する迅速で合理的な災害備蓄物資の保管・集積・供給を広域的な

視点に立って実践するための仕組みづくりが必要な時期にあると考えますがいかがですか、防災くらし安心部長に伺います。

豪雨災害を経た今後の山形県の治水計画の方針について伺います。

今回の降雨による絶対水量は、明らかに現状の想定水量に対応した治水施設の設計想定を超えるものでありました。一般河川はもちろん、一級河川であっても本流・支流において越流、溢水が発生し、農地や住宅地が浸水しました。これは、見方を変えれば、あらゆるところが遊水地化したとも言えます。

今後、九州地域から先行して始まった気候変動を踏まえた河川計画への見直しが図られることを望みますが、そうなったとしても、流域全部が整備されるには大変な時間がかかります。だからこそ、こうした異常出水に対する治水マネジメントを検討する必要があります。

第一に守るべきは人命、そして人が住まう住宅です。水が浸水しない堤防強化が必要です。浸水した状況を見ると、河川の合流部に多く発生していることが分かります。本流に対して支流部は勾配が急になっており、合流付近で水位の盛り上がりが見られ、越水が発生しています。県管理河川同士の合流部であっても同様の状況が発生しています。河川合流部のしゅんせつや支流部の堤防整備などの対応が必要です。

そして農地です。国土交通省管理の河川に近接する水田が浸水した状況を受益者とともに農林水産副大臣に見ていただいた折、遊水地指定を受けることの提案がありました。指定を受けることにより損害の補償と復旧がなされることをお聞きして、若手受益者からは賛同の声も上がり、今後皆で検討したいとのことでした。大型の堤防整備で農地がなくなってしまうより、遊水地指定により補償の確約を得ることにメリットを感じるとのことでした。県管理河川でも、場所や地形を検討して、河川の現状の限界流量を超える出水に対する遊水地の検討が必要です。

しかし、上流の遊水地で洪水をためたとしても、下流域で浸水することもあります。戸沢村蔵岡地区は、近年幾度となく浸水を繰り返す状況にありました。そうした状況を解決するために、国・県が協力して、新たな考え方で堤防・輪中堤防が昨年整備されました。多くの住民が安堵し、住宅を新築した方々もいらっしゃいます。しかし、今回ほぼ全戸が浸水被害に遭われました。今現在も避難している方々が多くいらっしゃることは皆様も御存じのとおりであります。「もうここには住めない。集団で移転することはできないだろうか」、そんな声を多くお聞きします。加藤村長からは、「住民の七割以上の賛成があれば、集団移転事業を進める」との発言が九月二十日の報道にありました。

集団移転に当たっては、その費用に対して国から一定の支援がありますが、費用負担の課題があります。住民の事情は様々で、新築した家のローンを抱えている方もいらっしゃいます。こうした取組を検討するに当たっての支援を県はどのように考えているのでしょうか。

今回の災害を受けて、被災の状況と原因を調査し、今ある治水計画の弱点をしっかりと分析し、その弱点を補う整備対応を新たに明確にした上で、優先順位をつけて改善すべきであります。浸水想定区域だからしょうがないというのであれば、人々はいずれ今住むところから出ていってしまいます。人口流出を食い止められるかどうかは、これからの対応いかにかかっています。

豪雨災害を経た今後の山形県の治水計画の方針について、県土整備部長に伺います。

次に、目指すべき山形新幹線の将来像についてお伺いします。

六月定例会において柴田議員から山形新幹線米沢トンネル整備の早期実現について質問があり、吉村知事からは、一日も早い整備実現に向けて県選出国會議員の皆様にもお力添えをいただきながら重層的に要望活動を行うなど全力で取り組んでいく旨の答弁がありました。

質問の中で紹介があった本年五月十九日の自由民主党整備新幹線等鉄道調査会の会長代行及び幹線鉄道のあり方に関するPT座長である遠藤利明県連会長と自民党派県議會議員との意見交換会に私も出席しておりました。遠藤県連会長が掲げる山形新幹線の将来像としては、第一フェーズとして福島―米沢間の高速トンネル整備等による東京―山形間約二時間二分の実現、第二フェーズとして福島―山形間の複線化や線形改良などのスピードアップによる一時間五十八分の実現、さらに第三フェーズとしてフル規格で整備することにより一時間四十九分を実現する、というものであります。

ここで申し上げたフル規格化は、高架橋を走る新幹線とは異なるものです。現状、鉄道には二つの規格があります。時速百六十キロメートル以下で走る在来線と二百キロ以上で走る新幹線です。遠藤会長は、幹線鉄道の高速化を図る新しい考え方を「シン・新幹線」と名づけて説明されました。

聞くところによると、国土交通省では「スマート新幹線」として仮称されているそうです。高速トンネル整備等に加えて、路線の複線化や踏切解消、線形改良等でスピードアップを図るなど、福島―山形間をこのスマート新幹線で整備することにより、山形―東京間を一時間台で結ぶことを目指すとのことでした。整備費用は半分以下になるとのことです。財源に関しても、地方創生拠点整備タイプをはじめとするデジタル田園都市国家構想交付金などを利用する可能性や、全線の踏切撤廃については道路予算を利用できないか国土交通省と協議中とのことでした。お話

をお聞きして大いに感銘を受けました。到達時間、財源、整備までの期間、在来線との課題など、これまで課題にしていたことのほとんどがこの構想により解決できると考えられます。

現在、整備新幹線に向けられている政府予算は年間八百億円。整備新幹線は昭和四十七年基本計画路線組の完成もいつになるのかめどがつかない中、昭和四十八年基本計画路線組の奥羽新幹線は来世紀以降の順番待ちを必要とするのではないのでしょうか。半世紀もの間、鉄道の高速化に現状のような格差を持ち続けることは、今後の県勢発展に影響することは明白です。このスマート新幹線構想は、そうした早期に高速化できない理屈に風穴を空けるものであると考えます。同じ四十八年組の他県も注目しているとのことでした。

山形県では、米沢トンネル構想に当たって、その断面を現在の山形新幹線と同じ断面とし、時速二百キロ以上での高速走行も可能な線形とすることで決着しています。私たち会派は、遠藤会長が掲げるシン・新幹線、スマート新幹線での整備に賛同しています。吉村知事も同じ方向を見ていただいていると思っておりますがいかがでしょうか、吉村知事に伺います。

次に、次期衆議院議員総選挙に向けた知事の対応について伺います。

時代は誰を求めると「THE MATCH」と銘打って九月十二日に自民党総裁選が告示され、二十七日に開票が行われます。日本のよさを生かし、日本を新しい未来に導いていただけるリーダーの誕生に期待が高まります。個人的には、何かを壊すだけの改革でなく、何かをつくり上げる改革を、地方に対して引き算・割り算でなく足し算・掛け算の政治を、そして分断ではなく融合の政治を重視・実践される方に日本のかじ取りを担ってもらいたいものです。

さて、総裁選後には早い時期に衆議院議員総選挙が実施されるのではと取り沙汰されています。吉村知事は、どの党派にも属さない県民党であることを表明されています。四期を務めてこられたこれまで、多くの国政選挙において支援の姿勢を恩返しとして行動されてきました。今回は何の恩を重視し、どのように行動されるのでしょうか。

質問の中で触れたように、今回の災害対応では、山形県選出衆議院議員の三氏からは特段の配慮をいただきました。知事の思いを酌み取って今回の激甚災害指定への道筋に対しても特段の政治の力を発揮いただきました。大臣方や首相への要望を通して十分お感じではないでしょうか。米沢トンネル推進においても、国と県が連携して、つまり遠藤県連会長と吉村知事がタッグを組んでJRや国土交通省と折衝することにより、これまでになく確かな道筋が見始めています。これまでのそうしたことに大きな御恩をお感じのことと存じます。一般の自民党県連大会の来賓の御挨拶の中でも、遠藤会長と共に力を合わせて進めていきたい旨の御発言があり、一部会場には期待のどよめきがありました。

知事は、近く行われることが予想される次期衆議院議員総選挙において、県勢発展のためにどんなことを期待していくのか、恩返しは今回なされるのか、現在の県選出国會議員への支援はあるのか、どのような政治姿勢で臨まれるのでしょうか、吉村知事に伺います。

次に、山形県子育て基本条例の見直しについて伺います。

六月定例会において、山形県子育て基本条例に児童虐待防止の条文を追加する改正案が提案されました。厚生環境常任委員会において集中審査が行われ、様々な議論が交わされましたが、最終的には否決という結果になりました。

先月公表された令和五年度児童虐待認定件数は八百六十九件と、前年度より二百十四件増加し、過去最多となっています。高止まりしている児童虐待認定件数の状況を踏まえれば、早急な対策の必要性は否定しておりません。私たち自民会派は、むしろより有効な対策を講じるために、子供たちを取り巻く環境や社会に変革がもたらされるよう抜本的・体系的な取組が必要だと考えています。

六月定例会で反対討論に臨んだ相田光照議員の発言でも、「条例を改正するだけでは本当の課題解決にはなりません。本当の意味での課題解決を目指すのであれば、議会で深い議論を交わし、県当局と連携して時間をかけてでも調査研究し、新たに虐待を防止する条例の制定を目指しましょう。」と締めくくられています。この発言の中にこそ、私たち自民党会派の児童虐待防止に臨む意思と思いが集約されていました。

児童虐待防止法において、虐待は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトなど広く捉えられており、家庭環境や時代背景など様々な要因が複雑に絡み合っ生じています。また、児童虐待以外にも子供に関する課題が様々ある中で、児童虐待だけでなく様々な観点から検討した上で包括的に条例を見直すことが子供の幸せにつながるものと考えております。

例えば、令和五年四月に施行されたこども基本法では、次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子供の心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子供施策を総合的に推進することを目的としています。こうした法律の流れに沿って新たな条例の検討を図ることがよい選択ではないのでしょうか。

子供たちの幸せは私たちの願いです。山形県に育つ子供たちは皆幸せと感じて成長してほしいと心から思います。六月定例会における議論も踏まえ、こども計画の基となる山形県子育て基本条例の見直しについてどのように考えるのか、新たな条例検討の考えはないのか、しあわせ子育て応援部長に伺います。

続いて、鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の制定を踏まえた今後の鳥獣被害対策について伺います。

初めに、さきの六月定例会において提出させていただいた山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例案に対して、議員全員の賛同をいただき設定いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

提案理由で申し上げたとおり、本県には豊かで変化に富んだ自然と生態系があり、自然との共存を図りながら豊かな恵みを楽しんでおりますが、減少傾向だった鳥獣被害額も近年増加に転じる状況にあり、生態系の共存のバランスに変化を感じざるを得ない状況にあります。このため、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物の多様性を維持しつつ鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安心して安全な生活環境を実現することを目指して条例案を提出させていただきました。

共存バランスの変化の要因としては、今日の過疎化や高齢化の進行に伴い中山間地域の活力が低下し、耕作放棄地の発生や森林の荒廃などにより人と野生鳥獣とがすみ分けるための緩衝地帯としての農地や里山林の機能が弱まっていることや、狩猟圧により野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す機能も弱まってきていることなどが野生鳥獣による農林水産業被害の発生や人の生活領域への出没につながっていると考えられます。

これからは、人と野生鳥獣とのあつれきをいかにして抑制していくかが課題となっており、本県が総合発展計画の基本目標に掲げる「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を真に実現するためにも、こうした要因に対峙することが必要です。

推進すべき対策としては、関係団体の持続性を図る環境整備への支援、県による市町村への支援、人材育成や施設の整備、食資源や飼料等への有効活用、広域的な対応、地元大学との連携協力による科学的知見に基づく調査研究、県庁組織の担当に横軸を通す取組、被害防止対策専門家の育成、森林や河川、農地の適正管理によるゾーニングの確保など多岐にわたります。よって、これらの対策の推進を努力義務とした内容が条例に規定されています。

そこで、条例の制定を契機にまず推進すべきと考えることの一つは、地元大学との連携強化によるより精度の高い調査研究の実施です。

新潟県では、長岡技術科学大学の山本准教授との連携で調査や捕獲技術開発が進められています。山形大学農学部は江成教授からも地元大学との連携の有効性をお話いただきました。先日開設された山形大学農山村リジェネレーション共創研究センターが適切な受皿になり得るとのことであります。

二つ目は、鳥獣被害対策の専門家人材の育成や県・市町村への専門家の配置です。「現場のことを分からない方が対策を講じることに無理がある」、岩手大学の山内准教授の言葉です。山形大学や岩手大学ではそうした人材の育成・輩出がなされています。また、兵庫県では、森林動物研究センターで行政職員を対象とした専門家の育成が行われているとのことでした。

三つ目は、視察した群馬県や新潟県で取り組まれていた、複数の関連部局の人員で構成する鳥獣被害対策を専門的に行う鳥獣被害対策支援センターなど県の専門組織の設置です。その効果は、両県の議会、執行部ともに大いに評価されていました。

四つ目は、猟友会をはじめとする関係団体の活動環境の向上です。

そして最後に、何よりも、そうした必要とされる取組を推進する原動力となるのが予算です。山形県の鳥獣関連予算は約二億七千万円、対して群馬県の予算は九億九千万円です。何と四倍の予算規模となります。耕地面積割で予算を比較しても六倍、人口割で比較しても二倍となっています。予算確保の点での力の入れ方の差が明確です。少なくとも人口比もしくは財政規模比に相当する予算の確保が必要です。

山形県が関係者の連携を得てこうした鳥獣被害防止対策を推進することにより、県民と野生鳥獣との共存や県民の良好な生活環境の確保が図られ、この分野においても「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」の実現に向けたトランスフォーメーションが進むと期待していますがいかがでしょうか、環境エネルギー部長に伺います。

続いて、山形県のチャーター便戦略の今後について伺います。

九月五日の山形新聞の一面を見て、本県への台湾チャーター便の今秋の運航が困難であることを知りました。県が中華航空に秋の誘致を申し入れたところ、同社から運航するとの返答がないとのことでした。新聞解説では、航空需要がコロナ明けに再拡大している中で、各航空会社は限られた機材でより収益性が高い路線に振り分けようとしているためだとしています。だとすると、想定外の状況ではないでしょうか。やまがた観光キャンペーン推進協議会の会長からは、「台湾からの観光客は増えており、心配しすぎる必要はない」とのことでしたが、実際、台湾から本県への観光客は、チャーター便以外の手段を使い、多く訪れているとのことです。とすれば、本県のチャーター便戦略の

有効性はどのように考えるべきでしょうか。観光業界の関係者からは、「チャーター便の運航を想定して準備しているバス業者や宿泊施設には影響がある」との意見がある一方で、「航空会社の都合に左右されるチャーター便よりも、本県観光の魅力発信やプロモーションにより力をかけるべきだ」との意見もありました。

新聞解説では、「滑走路延長で多くの航空機を呼び込むのか、または路線バスなどを充実させて仙台空港からの来県ルートを強化するなど東北全体で連携を進めるのか。すぐにも幅広い視点で議論を進める必要がある。」と締めくくられています。私もそう思います。

当県のプログラムチャーター便は平成二十年度から始まり、コロナ前の令和元年度には二百五十便、令和五年度までに七百十三便が就航しています。目的は大きく二つ、山形県へのインバウンド観光の呼び水としての取組と、将来の定期便、定期チャーター便の就航を目指すことでした。

台湾からの観光客は増加しており、前述したところです。一定程度その役割は担ったのだと評価しています。定期便については、滑走路の課題解決を含めてめどが立たない状況でしょうか。先日の宮城県議会・山形議会交流議員連盟総会でも、仙台空港からの二次交通の充実を図る広域観光の環境整備などが話題になっていました。

現在、国際チャーター便関連予算は一億五千六百万円、対して海外向けプロモーション事業費は三千五百万円となっています。私は、仙台空港からの来県ルートの強化を行いながら、計画的に徐々にチャーター便はフェードアウトし、そうした予算をプロモーションやPRに向けていってはどう考えています。

こうした状況を踏まえて、山形県として現状のチャーター便戦略の課題をどう捉えているのか、今後のチャーター便にどのようなビジョンを持っているのか、どのような目的を達成するために今後どのような戦略を講じていくのか、観光文化スポーツ部長に伺います。

以上、壇上からの私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） おはようございます。

小松議員から私に三点御質問を頂戴しましたので、順次お答え申し上げます。

まず一点目は、今回の災害に対する私の所感と復旧復興への決意ということであります。

七月二十五日からの記録的な大雨では、三名の貴い命が失われ、住家や道路、河川、農地などにも甚大な被害が及ぶなど、本県にとって過去最大の被害となり、県民生活に極めて大きな影響が出ております。

県内の被災状況を把握するため、私自身も、七月二十七日以降、でき得る限り県内各地の被災現場を訪問し、被害に遭われた方々から家屋の浸水被害や農作物被害の状況などについて直接お話を聞き、一刻も早い復旧復興に取り組まなければならないという思いを強くしたところであります。

なお、訪問した先々で、県職員と地元建設業の方々が迅速に応急復旧に当たっている光景を目の当たりにしてまいりました。連携プレーで災害対応力が向上しているということを実感した次第であります。このたびの災害に当たり御尽力いただきました自衛隊、消防、警察、ボランティアの方々をはじめ、県職員や市町村の職員など全ての方々に、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

河川や農地などの災害復旧事業に関しましては、災害査定を速やかに実施するために、最上総合支庁及び庄内総合支庁の体制を強化して対応しているところであり、災害査定後には、速やかに災害復旧事業に取り組むことができるよう、関連経費をこのたびの補正予算案に計上したところであります。また、政府の災害復旧事業の対象とならない農地や林道などの小規模災害の復旧に対しても支援をしております。

商工事業者に対する支援につきましては、政府に対し、なりわい再建支援補助金の適用について要望するとともに、県独自に中小企業を支援対象に加え、さらには復旧に要する経費が大きい事業者に対して特例的に補助上限額を引き上げるなど、支援の充実を図ったところであります。あわせて、商工業振興資金による資金繰り支援も実施しながら、事業再建の取組を後押ししてまいります。

生活再建に関しましては、応急仮設住宅の提供などを行うとともに、被災者生活再建支援法の対象とならない市町村の被災世帯には政府の制度と同等となる本県独自の支援金を、住家の床上浸水世帯等には災害見舞金を、それぞれ支給することとしております。

なお、本県独自の支援金につきましては、市町村とも議論を重ね、対象となる被害の程度を政府の支援制度と同様としております。この基準の見直しに当たりましては、公的支援の対象としての妥当性や制度の持続性の観点などからの議論が再度必要であり、さらには一定の条件の下に措置されている特別交付税等の財源確保の観点からも、全国的な議論が必要になってくるものと考えております。

県としましては、被災者の声や被災家屋の状況、さらには市町村からの御意見を踏まえ、東日本で初となる取組と

して、浸水などにより半壊以上の住家被害を受けた方に対し、エアコンや洗濯機などの必要最低限の生活家電の購入について市町村と連携して支援を行うこととしたところであります。この取組により、被災者の生活再建をさらに後押ししてまいります。

加えまして、県内外の企業や団体、個人から寄せられている災害義援金につきましても、一刻も早い生活再建に向け、市町村を通して被災された方々に適切に配分してまいります。

こうした復旧復興に向けた取組を着実に進めるため、十月にも私をトップとする復旧復興に関する対策会議を立ち上げ、災害復旧事業の進捗状況を確認し、全庁的に共有しながら、スピード感を持って取り組んでまいります。一方で、避難生活の長期化を踏まえ、被災市町村の保健師が住民の健康管理を行う際に、県としても必要な支援を行うなど、被災者に寄り添った取組も進めてまいります。

被災者の生活再建や災害復旧事業には長期間を要することが見込まれますので、引き続き、被災市町村、政府及び関係機関・団体としっかりと連携し、被災された皆様の生活と地域の経済活動が一刻も早く回復するよう全力で取り組んでまいります。

二点目は、目指すべき山形新幹線の将来像についてであります。

山形新幹線は、開業以来、県民生活やビジネス、観光などに欠かすことができない本県と首都圏を結ぶ重要な社会基盤として、本県の発展に大きく貢献してまいりました。しかしながら、福島―米沢間を中心に、雨や雪などの自然条件や動物との衝突などによる運休・遅延が多数発生しております。山形新幹線の運休・遅延は東北新幹線のダイヤの乱れにもつながるため、新幹線ネットワーク全体の安定性にも影響する課題であると認識しております。

もう一つの課題が速達性であります。山形新幹線は、開業から今年三月の新型車両の導入までの三十年余りのうちに、東北新幹線や北陸新幹線の延伸が進む中で、東京―山形間の所要時間は一分しか短縮されておらず、時間的な優位性は大きく低下しております。

米沢トンネル・仮称の整備は、輸送障害を大幅に改善するとともに、本県と首都圏との心理的距離を縮め、往来が活発化することで、本県の発展に直結する事業となります。また、時速二百キロメートル以上での高速走行が可能なルートで整備することにより、将来の奥羽新幹線実現の足がかりにもなるものと考えており、まさに山形県の未来を開く希望のトンネルであります。

このため、県と県議会、市町村及び経済界などオール山形で組織する山形県奥羽・羽越新幹線整備実現同盟において、米沢トンネルの整備実現を最重要かつ喫緊の課題として位置づけ、これまで、遠藤衆議院議員をはじめ本県選出国會議員や県議会議員、経済界の皆様とともに、国土交通大臣やＪＲ東日本に対する要望活動を続けてまいりました。

そうした中、政府においては、昨年、デジタル田園都市国家構想実現会議の下に地域の公共交通リ・デザイン実現会議が、自由民主党においては、今年、整備新幹線等鉄道調査会の幹線鉄道のあり方に関するＰＴが設けられ、幹線鉄道の機能強化についての議論が進められました。

両会議に本県が出席する機会をいただき、私から直接、米沢トンネルの整備の意義について政府関係者や国會議員の皆様にお伝えすることができました。その際には、特に、幹線鉄道は地域間等の移動の中核を担う重要な交通インフラであり、機能強化を政府として推進すべきであることや、米沢トンネルのように、高速化や安定性向上に資する最重点箇所を整備を先行的に進めることで、高速鉄道を整備する手法も検討すべきであるとの意見を申し上げてまいりました。

現在、最重点箇所としての米沢トンネルの事業化に必要な事業スキームの構築に向けて、担当部局において、国土交通省との意見交換やＪＲ東日本との協議を重ねているところです。あわせまして、山形新幹線の速達性向上につながる在来線区間の複線化等につきましても、山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会からＪＲ東日本に対して要望を行ってきております。

今後とも、県議会、市町村、経済界の皆様と十分に連携するとともに、県選出国會議員の皆様のお力添えをいただきながら、米沢トンネルの早期事業化と山形新幹線の高速化に向けて、県を挙げて取組を進めてまいります。

三点目は、次期衆議院議員総選挙に向けた私の対応についての御質問であります。

私は、知事就任以来一貫して、県民の皆様のご幸せと県勢発展を第一に考え、県民のための県政運営に全力で取り組んでまいりました。現在、少子高齢化を伴う人口減少や人手不足への対応、加速化する気候変動への対策、頻発・激甚化する災害への対応など喫緊の課題への対応に加え、米沢トンネル・仮称の整備推進をはじめ、未来志向の施策も進めております。これらの施策の推進に当たりましては、行政のみならず、多様な主体との連携が重要であり、市町村、関係団体、企業、全国知事会や隣県、さらには県選出国會議員の皆様と連携しながら各種の取組を行っているところであります。

こうした中、今般の大雨災害におきましては、被災した市町村と連絡を密に取り合いながら住民の避難や応急復旧を進めたほか、被災現場を訪問するなどし、その都度その都度、住民の声や被災地の要望に耳を傾け、速やかな支援

に努めたところであります。加えまして、県選出国會議員の皆様からお力添えをいただき、森田県議会議長や市長会、町村会とともに、岸田内閣総理大臣をはじめ関係大臣の方々に直接面会して緊急要望を行ってまいりました。こうしたオール山形の取組により、早期の激甚災害指定につながったものと考えております。

山形県民の命と暮らしを守り、県勢発展を実現していくためには、地域の実情を踏まえた取組を推進することはもちろん、県民の声、地方の声をしっかりと国政に届け、政府の対応につなげていくことが重要であります。国會議員の皆様は、国政及び本県の実情の双方に精通されており、このたびの災害対応を含め、これまでも政府とのパイプ役を担っていただいております。大変心強く思っているところであります。こうした観点から、次期衆議院議員総選挙におきましては、本県の実情や県民の声を踏まえながら、必要な施策について御議論いただくことを期待しております。

大雨災害からの復旧復興を最優先に取り組んでいる最中でもありますので、私の次期衆議院議員総選挙への対応につきましても、現在のところ何も決めてはいない状況であります。いずれの方でありますとも、県民の命と暮らしを守る県勢発展を目指すという目的は共通していると思っておりますので、私の信条であります恩返しを基調としながらも、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 小中みらい企画創造部長。

○みらい企画創造部長（小中章雄君） 今回の災害を受けた総合発展計画の今後の対応についてお答え申し上げます。

第四次山形県総合発展計画は、本県の中長期的な県づくりの目標や、その実現に向けた政策推進の方向性を示す長期構想と、長期構想の政策推進の方向性に沿って具体化した施策や取組を示す実施計画で構成されており、令和二年三月に策定いたしました。このうち実施計画については、令和六年度末に計画期間の終期を迎えることから、現在、令和七年度からの次期実施計画の策定を進めているところであります。

一般の計画策定に当たっては、現計画策定以降の社会経済情勢の変化を踏まえ、重視していくべき具体的な施策や取組を明確にし、重点化することが重要と考えております。

県民の安全安心の確保や大規模災害に対応した危機管理機能の充実強化などは、これまでも重点施策に位置づけ、県民の防災意識の向上や災害時要配慮者対策の推進、防災拠点となる施設やライフライン等の対策強化などについて、市町村とも連携して進めてきたところであります。

こうした中、近年、大雨に起因する災害が県内でも頻発・激甚化しており、また、大規模地震や地滑りによる災害も発生しております。より一層対策を強化することが重要であります。こうしたことから、次期実施計画の策定に当たっては、これまでの県内外の災害対応の状況も検証しながら、例えば、治水対策等の県土強靱化のさらなる推進、迅速な避難所の立ち上げと避難生活の質の向上に向けた平時からの備えの充実、デジタル技術を活用した災害情報の収集・発信など、地域防災力の一層の向上を図るための取組を明確に示し、これを市町村や県民の皆様と共有して確実に実行していくことが重要であると考えております。

総合政策審議会における議論を踏まえ、各界の有識者や実践者などの意見もお聴きしながら、防災対策など重点化のめり張りを意識して、次期実施計画の検討を進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 中川防災くらし安心部長。

○防災くらし安心部長（中川 崇君） 二問質問を頂戴しておりますので、順次お答えいたします。

初めに、人的支援の在り方についてお答えいたします。

大規模な災害が発生した際、被災した市町村が遅滞なく災害対応業務を遂行できるよう、県では、連絡調整員いわゆるリエゾンを市町村に派遣し、市町村の災害対策本部に出席するなどして被害状況の把握や必要な支援等の情報収集を行い、市町村のニーズを踏まえた支援を行うこととしております。

今回の大雨におきましても、被災した最上・庄内地域の十二市町村に対し、発災の当日もしくは翌日には連絡調整員を派遣するとともに、最上町と戸沢村に対しましては、交通手段の確保後、速やかに派遣したところであります。また、国土交通省におきましても、リエゾンを派遣した上で、市町村からの支援要請等を把握し、それに基づきテックフォースが派遣されております。

こうした連絡調整員からの情報を基に人的支援が行われることとなりますが、発災当初には、戸沢村から災害対応の全般的なアドバイスができる職員の派遣要請がありまして、災害対応の指揮監督の経験を有する職員を村へ派遣し、災害対応の総合的なアドバイスを直接村長や防災担当の幹部職員に行うとともに、派遣終了後も引き続きオンラインで災害対応の支援を行ったところであります。

また、技術分野における総合的な支援につきましても、現在も派遣継続中ではありますが、被災市町村に対して農業土木、土木、林務職員のチームや建築担当職員を派遣し、本日二十四日からは全国都道府県の応援職員も加え、県職員とともにチームを組み、現地調査や復旧工事の設計・発注業務等の技術的な支援を行うこととしております。

他の行政分野への総合的な支援の方法としましては、被災市町村の災害マネジメントを災害対策の経験者がチームを組んで支援する総務省の応急対策職員派遣制度もありまして、必要に応じて市町村に対し活用を促しながら、県と

しても連携して対応してまいります。

県としましては、今後も、市町村間や全国知事会、政府等の人的支援制度を効果的に活用し、迅速に必要な支援ができるよう取り組んでまいります。

次に、備蓄それから保管、それから供給体制につきまして御答弁申し上げます。

災害対策基本法では、災害時、避難所等におきまして食料など被災者が必要とする物資の提供については、まずは市町村が実施することとされておりまして、食料のほか段ボールベッド等の必要な物資につきましても、即座に対応するため、市町村において一定程度備蓄していただく必要があると考えております。

市町村の備蓄物資だけでは不足する場合には、県や政府が状況に応じて支援を行うこととなるため、県では、大規模災害の発生に備え、食料、飲料水、毛布などの備蓄をしておりまして、リスク分散のため、総合支庁や消防学校等の県内七地域の九つの施設に保管しております。

また、大規模災害が発生した場合は、政府等に対しても支援を要請することとなりますので、県として大量の支援物資を受け入れるための広域物資輸送拠点を県内十二施設選定しております。この拠点では、県の指揮の下、物流専門家である県トラック協会や県倉庫協会等と連携して支援物資を管理・搬送することとしております。

市町村への支援物資の補給等は、避難所等の在庫状況や被災市町村のニーズ等を政府、県、市町村で共有できる政府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用することとなります。現在、政府では、能登半島地震の課題等を踏まえ、利便性向上のためのシステムの見直しを進めており、さらに効率的に運用できるよう市町村と連携して取り組んでまいります。

一方、大規模災害時に支援物資が不足する場合、県では、民間事業者等との協定により必要な物資を提供していただくこととしております。能登半島地震においては、民間事業者の協力により、移動式ランドリー車の提供やキッチンカーによる炊き出しなど、新たな手法による避難環境の向上が図られたところであり、このような民間事業者との連携を強化していく必要があると考えております。

県としましては、引き続き、政府や市町村、関係機関・団体、民間事業者等と連携して、災害時における支援物資の円滑な管理・輸送体制を確保し、テントやランドリー等の避難生活に必要な物資が被災者のもとに速やかに届けられるよう取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） 新たな条例の制定を踏まえた今後の鳥獣被害対策についてお答えいたします。

野生鳥獣による農林水産被害や市街地出没などが日常的になる中、先般施行されました山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例を踏まえた対策の強化について、現在、鋭意検討を進めております。

まず、地元大学との連携につきまして、現在、県では大型野生動物の生息状況調査を山形大学に委託しております。そうした中、今年度、山形大学では、野生動物や森林資源の管理の知見を生かし、野生動物被害や森林荒廃等の地域課題の一体的解決を目指す農山村リジェネレーション共創研究センターが設置され、野生動物のモニタリング技術の高度化の研究や野生動物管理の担い手育成を進めると伺っており、県としてどのような連携協力が可能かを検討してまいります。

次に、鳥獣被害防止対策に係る専門職員の配置とセンター機能の導入に向けた検討について申し上げます。

深刻化・多様化する鳥獣被害に対し、より専門的な対策を講ずる体制を整備するため、他県におきましては、地域における熊対策や住民への技術指導等を行う専門職員を配置したり、農林水産被害や人身被害等への対策を部局横断的に推進するセンター機能を設けたりする例がございます。

本県では、農林水産被害防止対策については農林水産部が、野生動物の保護管理や狩猟者等の育成・確保につきましては環境エネルギー部が所管し、連携しながら取り組んでいるところであります。

こうした中、学識経験者からは、業務内容をより深く理解し、県の計画や施策に反映することができるよう専門職員を配置すべきとの意見をいただいております。また、条例施行を受け、部局横断のセンターを設置している群馬県を農林水産部と当部との両部で視察してきたところであります。加えて、現在、政府において市街地に出没した熊の銃による捕獲を可能とする法改正の議論が進められていることから、現場での危機管理の視点も含めた最適な組織体制の在り方について、関係部局と検討を始めたところです。

次に、猟友会等の活動環境の向上につきましては、現在、捕獲の担い手である猟友会の会員増加や技術向上のための支援を行っておりますが、人口減少による影響が今後確実に見込まれる中、地域の将来を見据えた取組について猟友会等の関係団体とともに考えてまいります。

県としましては、県民や関係団体などの役割が条例に明記されたこと等も踏まえ、より県民の理解と協力が得られるよう、こうした対策を着実に実施できる必要な予算の確保も含め、鳥獣被害防止対策にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 西澤しあわせ子育て応援部長。

○しあわせ子育て応援部長（西澤恵子君） 山形県子育て基本条例の見直しについてお答えいたします。

児童虐待は、子供の心身の成長に大きな影響を与える重大な権利侵害であり、あってはならないものであります。県では、これまで、山形県子育て基本条例を踏まえて策定した計画に基づき、虐待の予防から早期発見・対応に取り組んできておりますが、虐待認定件数は高止まりの状況にあり、さらなる取組の強化が必要であると考えております。

施策の根拠となる条例は、平成二十二年に「子育てするなら山形県」の実現を目指して制定したものであり、名称にあるとおり、子育て支援に重きを置いた内容となっております。昨年施行されたこども基本法では、この子育ての視点に加え、基本理念として、子供の権利の尊重など子供の視点を重視する考え方が強く打ち出され、虐待の未然防止はもとより、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すものとなっております。

県では、このこども基本法を踏まえ、今後五年間の子供・子育て政策の指針となる県こども計画の策定に向けて、現在、様々な方から御意見を伺っておりますが、先日開催したこども会議や外部有識者で構成する子育てするなら山形県推進協議会においても、多くの方から、子供を権利の主体として認識し、意見を聴きながら進めていくことの重要性について意見が出されたところであります。

議員御指摘のとおり、子供を取り巻く課題は、児童虐待をはじめ様々であります。県としましては、法の理念や協議会等での意見、そして六月定例会での条例改正に関する活発な御議論等を踏まえ、県条例に子供の視点を明確に位置づけ、児童虐待防止を含め、子供の権利尊重の観点から整備を図るとともに、これを次期計画に反映していくことで、子供、子育て当事者双方に寄り添った体系的で実効性のある支援につなげてまいりたいと考えております。

子供の視点を加えた条例案については、二月定例会で提案できるよう準備を進めているところであり、「子育てするなら山形県」そして「子供が笑顔の山形県」の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 大泉観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（大泉定幸君） 山形県のチャーター便戦略の今後についてお答えいたします。

人口が減少する中において、外国人旅行者の旺盛な需要を県内に取り込み、観光による交流人口の拡大により地域経済の活性化、持続的な発展につなげていくことが重要であると考えております。

県では、インバウンド獲得のため、蔵王の樹氷や雪景色の銀山温泉、最上川舟下りといった冬の魅力を温暖なアジア諸国に向けて重点的に情報発信を行うとともに、県内空港へのチャーター便の運航も働きかけながら、積極的に誘客を進めてきたところであります。特にチャーター便は、山形県が直接の目的地となることで、出発国における認知度向上と訪問意欲の喚起が図られる効果があり、冬季の誘客に一定の成果があったものと認識しております。

一方、本県を訪れる外国人旅行者は、その半数近くが台湾からであり、十二月から二月の冬季に集中していることがインバウンドにおける課題であります。このため、県としましては、四季を通して幅広い国から旅行者に本県を訪れていただけるよう戦略的に取り組む必要があると考えております。

具体的には、出羽三山に代表される精神文化や米織などの伝統的なものづくり、暮らしに根差した食文化など、本県を訪れてこそ体験できる個人旅行向けのコンテンツについて、アジア諸国のみならず、欧米等の新たな市場に対して観光プロモーションを強化してまいります。また、東北各県との連携を強化し、日本・東北の中の山形をアピールするとともに、東北最大の国際ゲートインである仙台空港からの誘客のため、仙台空港と本県を結ぶ路線バスの運行など、二次交通の確保を図ってまいります。このことに加え、団体旅行商品の造成が期待される台湾などに対しては、引き続きチャーター便の誘致活動を展開していくとともに、受入れ対象国や来訪時期の拡大を目指し、県内空港の受入れ態勢の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

県としましては、市町村や観光事業者等と十分に意見交換を行いながら、各国の旅行者の特性に応じ、チャーター便誘致も含めた効果的な方法によりインバウンド誘客を進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 小林県土整備部長。

○県土整備部長（小林 寛君） 豪雨災害を経た山形県の治水計画の方針についてお答えを申し上げます。

今年七月の記録的な豪雨では、最上・庄内地域を中心に、河川からの越水・溢水、堤防の決壊による氾濫が二十三河川三十七か所で確認されたことから、県では、国土交通省と連携し、氾濫要因の検証や有効な対策の検討を進めているところでございます。

また、議員から言及のありました戸沢村蔵岡地区の集団移転につきましては、住民の生活再建に寄り添いながら、引き続き国土交通省や村と連携し、取り組む考えです。

治水対策につきましては、堤防が決壊した尾花沢市の野尻川及び新庄市の新田川において、外部の専門家から成る堤防調査委員会で被災メカニズムの検証等を行っているところであり、県では、委員会の助言を踏まえた堤防強化策を進めることとしております。

また、酒田市の荒瀬川におきましては、広範囲で護岸損壊や河岸浸食といった被害が発生したことから、復旧とと

もに河川の改良を行う改良復旧を計画しており、対策に当たっては、治山・砂防事業による土砂・流木対策とともに連携して進めているところでございます。

議員御指摘の遊水地につきましては、川の水が増えた際に一時的に蓄え、川の水位を下げるための施設であり、村山市の大久保遊水地の事例では、農地として日常的に活用することも可能でございます。

なお、九月二日に、国土交通省、県、市町村等から成る県内各水系の流域治水協議会が開催され、国土交通省から、今回の豪雨災害を踏まえた最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクトを年内に策定するとの方針が示されました。今後、県や市町村とともに、様々な観点から治水対策を検討していくとの提案がなされたところでございます。

こうした状況を受けて、県では、今後の治水対策について、近年の気候変動の影響、さらには今回の豪雨災害を念頭に置いた対応を推進してまいります。具体的には、治水安全度の底上げを図るため、必要な河川整備を着実に進めるとともに、地域と連携しながら、遊水地等、洪水をためる対策の検討及び迅速・的確な避難や防災まちづくり等のソフト対策の充実について、国土交通省や市町村との連携の下、スピード感を持って推進してまいります。

○議長（森田 廣議員） この場合、休憩いたします。

午前十一時三十五分再開いたします。

午前 十一時 二十四分 休 憩

午前 十一時 三十五分 再 開

○議長（森田 廣議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑及び質問を続行いたします。

二十五番石黒党議員。

○二十五番（石黒 党議員） 県政クラブの石黒党でございます。私からも、令和六年九月定例会、県政クラブを代表いたしまして質問を申し上げさせていただきたいと存じます。

去る七月二十五日に本県を襲いました大雨により甚大な被害に遭われました皆様方に改めまして心よりのお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられました三名の方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

そして、先週末からまたしても全国各地で大雨による被害が発生。特に、今年元日に能登半島地震に襲われ甚大な被害に遭われ、今なお避難生活の中にあり復旧工事が進められる能登半島を大雨が容赦なく襲い、仮設住宅まで床上浸水という惨状、復旧工事に当たる作業員が犠牲になった報道に、おかけする言葉も見つかりません。

地球温暖化に起因する過去に経験したことのないような大雨をはじめとする自然災害への対応は、地球規模での対応が求められていることは言うまでもないところでございます。

吉村美栄子知事におかれましては、令和二年八月六日、全国知事会「第一回ゼロカーボン社会構築プロジェクトチーム会議」におきまして、二〇五〇年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンやまがた二〇五〇」を宣言されました。このことは、国に先駆けての御決断であったと同時に、その後の全国的なゼロカーボンへの取組を加速させる力となったものと高く評価いたしております。こうした取組を加速することが災害に苦しむ県民の安全安心に大きくつながることを改めて肝に銘じなければなりません。

一方で、こうした災害に見舞われました多くの被災者の皆様方に対しまして、フランス・パリで開催されましたオリンピック・パラリンピックにおきましては、我が国選手団の大活躍に勇気づけられたものと思います。本県選手の活躍も目覚ましく、中でも、レスリング女子七十六キログラム級金メダリストの鏡優翔（ゆうか）選手におかれましては、県民栄誉賞が贈られることが決定されました。誠に御同慶の至りに存じます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

初めに、吉村知事四期十六年の県政運営の成果と本県をさらに発展させる方向について知事にお伺いいたしたいと存じます。

一期目のマニフェストには、プラスの県政へ向かう県政運営の四つの基本方針、一「ムダを廃し、すべては県民のために」、二「一律削減から脱却、メリハリのある予算編成」、三「県民優先主義、県内経済のための地産地消」、四「県民・市町村・現場が求める政策を予算化」を最優先を掲げられ、目標値も定めながら、的確な施策展開によって、厳しい中にも着実に成果を上げました。

二期目は、「県民一人ひとりが喜びと幸せを実感し、生き活きと輝いて生きていける山形県」の実現を掲げられ、一「県勢の発展を担い、未来を築く子育て支援・人づくりの充実」、二「いのちと暮らしを守る安全・安心な社会の構築」、三「強みと特色を活かした産業振興・雇用創出」、四「高い競争力を持ち、豊かな地域をつくる農林水産業の展開」、五「エネルギーを安定供給し、持続的な発展を可能にする環境資産の保全・創造・活用」、六「地域活力を生み出し災害に強い県土基盤の形成」を掲げられました。

一方で、「持続可能な財政基盤の確立のための行財政改革の推進」を打ち出しました。一「県民参加による県づく

りの推進」、二「県民視点に立った県政運営の推進」、三「自主性・自立性の高い県政運営を支える基盤づくり」に力を入れてられました。直近の状況では、待機児童ゼロの実現や私立学校運営費補助全国六位、県審議会等における女性委員の割合五〇%以上達成、山形県受動喫煙防止条例制定、自主防災組織率九二・四%。産業面では、有機ＥＬ開発から市場拡大、慶應先端開発ベンチャー企業創出、中国・台湾はじめ世界各国へ輸出拡大。農業分野では、農林水産業を起点とする産出額三千億円達成、新規就農者八年連続三百人以上で東北ナンバーワン。国際チャーター便就航と通年化の実現、外航クルーズ船の本県初寄港と寄港拡大など、枚挙にいとまがありません。

三期目は、「自然と文明が調和した新理想郷山形」を掲げ、五つのチャレンジを展開しました。一「県民総活躍」、二「産業イノベーション」、三「若者の希望実現」、四「健康安心社会」、五「県土強靱化」でございます。

また、令和二年三月には、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を基本目標とした第四次山形県総合発展計画を策定されております。吉村県政十二年の成果を踏まえた新たな本県の未来を切り開くための発展計画にほかなりません。

そして四期目は、「コロナ克服・山形経済再生！県民とともにさらに輝かしい山形の未来を創る！」を掲げられ、一「『子育てするなら山形県』の実現」、二「『健康長寿日本一』の実現」、三「県民幸せデジタル化」、四「『一人当たり県民所得』の向上」、五「やまがた強靱化」を目指し、世界的なパンデミックに襲われた新型コロナウイルス感染症との闘いの日々が続く四期目は、県民の恐怖と不安を和らげる、まさに県民に寄り添った的確な施策を国とともに進め、大きな評価をいただいたことは、記憶に新しいところでございます。

二〇〇九年二月十四日、第十七代山形県知事に御就任以来、四期十六年にわたる県政運営は、激動の荒海の中でのかじ取り役であったと存じます。

一期目のスタートは、二〇〇八年九月、御就任の前年に発生したリーマン・ショックにより、世界的に金融危機に瀕しているときでございました。就任二年後の二〇一一年三月十一日には、千年に一度と言われた東日本大震災そして福島第一原発事故発生という、あの日から十三年六か月の歳月が流れる中においても、今なおふるさとに帰ることができない避難者と被災地を支え続けておられます。

その後も、地球温暖化に起因すると言われるこれまで経験したことがない巨大な自然災害の発生が続く中、本県におきましても、爆弾低気圧、巨大台風、山形県沖地震、ゲリラ豪雨、そして新型コロナウイルス感染症などなど、吉村美栄子知事の十六年は、言葉では言い表せないほどの社会的不安が拡大した、地球規模での変革の十六年であったというほかはありません。

しかしながら、こうした中においても一貫して「心の通うあったかい県政」を推し進め、県民皆様方に寄り添いながら、安心安全な県づくりに真っすぐに取り組んでこられ、しなやかな感性と視点から、本県における重要な課題解決のための施策展開が大きく前進した十六年であったと高く評価いたしますのでございます。

そこで、吉村知事御自身が四期十六年の県政運営をどのように振り返り、次代を担う若者や子供たちがさらに大きな希望を描いて愛する郷土を生き抜くための未来に成果を届けてこられたのか、お伺いをいたしたいと存じます。

次に、令和七年度の「県政運営の基本的考え方」についてお伺いいたします。

昨年五月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが五類に移行されたことを契機に、コロナ後の新たな県づくりが本格的に進んでいるものと認識をいたしております。この間、社会経済活動の正常化が進み、観光や飲食の現場では、人々のにぎわいや個人消費の回復なども見られるようになったと思います。

一方、足元では、原油価格・物価の高騰は依然として継続しており、収束の見通しは立たず、地域経済や県民生活への影響が長期化いたしております。これに加え、地球温暖化を通り越し「地球沸騰化」とも形容される近年の気候変動は、農作物の生育への影響や、この夏、山形県北部を中心に甚大な被害をもたらした大規模な自然災害を引き起こすなど、新型コロナの感染拡大が収束したとはいえ、大きな脅威として我々の目の前に立ちはだかっております。

また、本県の構造的な課題であります人口減少の加速にも歯止めがかからず、今年六月に厚生労働省が公表した人口動態統計概数の結果によりますと、山形県の一人の女性が一生のうちに産む子供の数の指標となる合計特殊出生率は、前の年から〇・一〇ポイント減って一・二二となり、これまでで最も低くなり、去年一年間に県内で生まれた子供の数も五千百五十一人と、過去最少の結果となりました。

山形県の総人口は、今年八月一日現在で百一万二千七百二十八人となっております。総人口百万人を維持することは、本県にとっては心理的な防波堤のようなものでありますが、百万人を割り込むことは、現実のこととして受け入れていかなければならない事実と思われまます。こうした現実をしっかりと受け止めながらも、一方で、これに一喜一憂することなく県政を前に進めていくことが吉村県政にとって最も重要なことであり、ここ山形県でいつまでも安心して住み続けたいという県民の希望をかなえていくことが使命であると考えております。

デジタル技術の進展や多様な働き方・暮らし方、価値観の多様化、さらには地方生活のよさの再認識など、新型コロナは、負の側面だけでなく、これからの地方の発展のために追い風となる産物も多く残したと思っております。吉

村知事は、こうした状況を捉えられて、今年二月定例会の知事説明において、「本県が持続的に発展していくために必要となるのは、変革への果敢な挑戦である」と強く述べられました。時代の変化に正面から向き合い、逆境の中にもこそチャンスがあると捉え、県執行部と県議会が県政推進の両翼として建設的な議論を重ね、県民がいつまでも安心して山形で暮らし、県民一人一人が夢や希望を実現できるよう、県民のチャレンジを後押ししていくことが大変重要であると考えているところでございます。

本定例会におきまして、令和七年度の県政運営の基本的考え方案が示されました。中長期を見据えた人口減少対策などの方向性が掲げられております。

私は、来年度、吉村県政継続の強いリーダーシップの下に進むものと考えておりますが、百万県民の未来を切り開くため具体的にどのような点を重視して県政を運営していくお考えなのか、また、来るべき来年一月の知事選挙に向かうお覚悟について、併せて吉村知事にお伺いいたしたいと存じます。

次に、東北公益文科大学の機能強化の方向性と公立化に向けた進め方についてお伺いいたします。

去る八月八日、県と庄内二市三町そして学校法人東北公益文科大学が公立化及び機能強化に関する基本合意に至り、基本合意書の取り交わしが行われました。まずは、本県高等教育の重要性に鑑み、「教育は百年の大計」をまさに御判断され御決断いただいた吉村美栄子知事はじめ二市三町の首長の皆様、学校法人の新田理事長には、衷心より深く敬意を申し上げる次第でございます。また、ここまで様々な課題を見事にクリアする手配をされました全ての関係職員の方々にも、改めまして衷心より敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

東北公益文科大学の公立化につきましては、二〇一七年四月頃に、非公式ではあったと思いますが、大学法人側から公立化の検討の要請がなされたと記憶いたしております。以来、二年後の二〇一九年に庄内広域行政組合として二市三町による勉強会が開始され、県もオブザーバー出席し、本格的議論が動き出しました。七年半の歳月を超えて、本県の未来をつくる人材の育成がさらに安定的に進められることになりましたことは、この間、様々な場面で発言をさせていただいた者として、心よりうれしく思うところでございます。

さて、公立化及び機能強化に関する基本合意は、まさにスタートラインに立ったということだと思っております。

吉村知事は、「より魅力的で特色ある大学として地域課題の解決に一層貢献できるよう、公立化と機能強化に向けて関係者一丸となって取り組む」と御挨拶されました。大学ではこれまで、起し業（ぎょうをおこす）研究所を立ち上げ、起業家を育てる教育の必要性を強調してきたところでございます。また、大学側では、国際学部国際コミュニケーション学科の新設の準備も進められております。

機能強化の視点としましては、地域の企業・自治体等との連携強化による地域課題解決、デジタル化をリードする人材の育成、国内外を開拓する人材の育成を掲げているようでございますが、公立化後の大学の機能強化についてどのように考えておられるのか、また、二〇二六年四月を目指し公立化を進めることになるわけですが、残り一年半、申請業務などの準備をどう進めていかれるのか、現段階でのお考えを総務部長にお伺い申し上げます。

次に、本県エネルギー戦略の新たな目標の考え方と今後の取組についてお伺いいたします。

本県では、平成二十四年三月に山形県エネルギー戦略を策定し、再生可能エネルギーの導入拡大を進めてきております。東日本大震災に伴う大規模停電や燃料の供給不足という状況、そして福島第一原発事故を踏まえ、エネルギーの安定確保と安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入拡大が課題となる中において、「卒原発社会」の実現を目指し、百一・五万キロワットという高い目標を掲げた山形県エネルギー戦略がスタートしたのでございます。

当時としましては極めてハードルが高いと感じられた百一・五万キロワットの開発目標であります。令和五年度末現在で七十二万キロワットまで開発が進んでおり、エネルギー戦略の策定からこれまでの十二年間、取組がしっかりと進められたことにより、目標達成に向けて順調に推移してきたものと認識をいたしております。

しかしながら、短時間に降る強い雨の増加や気温の上昇など、地球温暖化の影響が極めて顕著に感じられる今、カーボンニュートラルの実現は私たちに課せられた大きな使命であると、ますます強く感じているところでございます。

カーボンニュートラル実現に向けましては、様々な取組が必要となってまいります。その中でも最も有力な手段は再生可能エネルギーの活用であると考えますので、その導入拡大は非常に重要となってまいります。

こうした中で、吉村知事はエネルギー戦略を見直し、新たな開発目標を百五十三万キロワットとされました。これは、これまでの約一・五倍となる高い目標でありますし、まさしく求められているものであると同時に、その実現までには高いハードルがあるチャレンジングな目標であると考えているところでございます。

新たな開発目標達成までに必要な開発量をエネルギー種別に見ますと、主に、電源では風力発電について、熱源では太陽熱や地中熱等について、今後大きく開発していくこととされております。

この新たな開発目標について、その設定に当たっての考え方はどのようなものなのか、また、目標達成に向けて今後どのように取り組んでいかれるのか、環境エネルギー部長にお伺いいたします。

次に、七月豪雨災害における山地災害の復旧と営農継続支援についてお伺いいたします。

前段でも触れさせていただきましたが、本県における自然災害の記録の中で最大の被害額となりましたこのたびの豪雨災害。七月二十九日に、国道三百四十四号が通行止めとなっている中、地元の方の案内で林道を抜け北青沢に入ると、克雪管理センターに避難されている自治会役員の方々にお話を伺おうとしたしたら、「まず見てこい、笑うしかねがら」と言われ、集落の中に向かいました。間もなく目に入ってきた目の前の惨事は、筆舌に尽くし難いものでございました。

建築士の私にとりましては、数々の地震を経験して耐震性能を強化したり、台風など風圧力に対して強化したり、建築基準法の度重なる改正に従った建物の強化が進む一方で、荒瀬川本流に至る手前の集落背後から流れる小さな沢が、想像すらできない雨によって山が崩壊し、土砂が激流に運ばれ、建物の一階を埋め尽くす。建物は建っているのに水と土砂による破壊。現建築基準法では対処の方法がないと言っても過言ではありません。自治会役員さんの「まず見てこい、笑うしかねがら」、この心境に、その状況を目の当たりにして涙が流れました。

さて、このたびの豪雨災害の状況の中で、河川本流の堤防決壊や越水等はもちろんですが、山の崩壊とその土砂を運ぶ小さな沢の氾濫による異様な土砂流出による集落破壊が本当に気になるところでございました。素人の私がとやかく言える立場にないことは承知いたしながらも、県土面積の約七割を占めている山で何が変わっているのか。本県にとどまらず全国の山が、地球環境の変化の中で、山が持つと言われてきた木材をはじめとする私たちの生活の営みへの恵みや保水力による水量の調節など、あるいは度重なる巨大地震で山が緩んでしまうことなどあるのでしょうか。

吉村知事におかれましては、本県における災害で最も甚大なこのたびの豪雨災害後に、ヘリコプターで上空から被災状況を調査されたと伺っております。

こうした状況を踏まえ、山地災害の発生箇所の治山事業による早期復旧の進め方、山地災害発生の要因に関する検証の必要性、やまがた緑環境税等を活用した森林の有する公益的機能のさらなる発揮について農林水産部長にお伺いをいたしたいと思います。

そして、この惨事は農地も同様で、あの日、あと一月半もすると、こうべを垂れた実りの秋を迎え、収穫の喜びを分かち合えたことを考えると、胸が締めつけられる思いでございます。

農地を埋め尽くした土砂、流木など、水路や河川からの用水施設など、復旧に何年要するのかすら予想できない状況に、農業を継続することが極めて厳しいとの判断を口にされる農家の方々へ返す言葉さえ見つからず、黙って聞くことしかできない無力さを痛感いたしましたところでございます。

今年の初めに、全国農業協同組合中央会が農林業センサスを基に基幹的農業従事者数の推計を発表いたしました。二〇〇五年に二百二十四万一千人であったものが二〇二〇年には百三十六万三千人まで減少し、うち六十五歳以上の方々が七〇%でございます。二〇五〇年、今から約二十五年後、驚くことに三十六万人に減少すると予測をいたしております。

ここでこのことについて論じることはいたしません。このたびの本県を襲った豪雨災害で心が折れてしまい、この先、農地が復旧しても農業を続けることができない方々が多くいらっしゃるとすれば、本県農業の基盤が揺らぎかねない事態になるのではないかと考えてしまうのは大げさなことなのでしょうか。

私は、少なくとも復旧までの耕作できない期間に、農業者の方々のモチベーションを維持するための施策が必要不可欠ではないかと考えるところでございます。デジタル社会の急速な進展によって、第一次産業である農林水産業も確かに農作業のデジタル化は進展していると思います。しかしながら、農林水産物を生産するのは、どんな時代になっても人なのだということをもう一度肝に銘じなければ、二十五年後の推計値ははるかに速いスピードで進むことになると言わざるを得ません。

先日、私たち県政クラブ「やまがた農林水産所得向上・元気戦略会議」主催の林業現地調査が実施されました。最上町の隣県との県境に近い国有林で働く高校卒業から間もない十代、農林大学校卒業の二十代前半の若者たちが意欲的に間伐作業に従事する姿に感動させられました。農業でも本県は若い方々の新規就農者が東北で一番という実績もでございます。

しかしながら、近年激増する自然災害や異常気象によって様々な影響が生じています。ここ数年で発生した豪雨災害による農地被害や山地被害、サクランボをはじめとする果樹の凍霜害や高温障害、昨年のような高温少雨による米の品質低下、そしてこのたびの豪雨災害と度重なる災害に、農業者は心身が疲労こんぱい状態にあるのではないのでしょうか。

こうした状況をどのように捉えておられるのか、そして、このたびの豪雨災害の被災農業者の方々の心のケアを含めた農業を続けていただくための施策はどのように進めていかれるのか、農林水産部長にお伺いいたします。

最後に、漁業の現状と今後の振興策についてお伺いいたします。

今年の庄内は、記録的な大雨に見舞われましたが、それでも、夏の庄内を代表する味覚である岩ガキを求めて、海鮮市場や道の駅には多くの観光客などが訪れておりました。

庄内浜で水揚げされる魚介類は、全国的に見れば少量であるものの、多品種であることが特徴であり、春のサクラマスに始まり、夏は、岩ガキのほかにもスルメイカや口細カレイ、ノドグロなどを味わうことができます。秋になればサワラやアオリイカ、冬には寒ダラをはじめとする白身魚など、一年を通して様々な旬の魚介類を味わうことができるのが我が庄内浜の特色であり、観光資源としての強みでもあります。

しかし、近年の漁業を取り巻く環境は、資源の減少や海水温度の上昇など厳しいものとなっており、取れる魚種や量が急激に変化してきております。気象庁によれば、昨年日本海中部の平均海面水温は平年より二度以上高かったということであり、魚にとっては水温が二度以上上がるという事態は相当な環境変化なのだと言われ、漁協の関係者の方からお聞きいたしました。

主力魚種であるスルメイカをはじめ、多くの魚種で漁獲量の深刻な減少が見られているほか、漁業の担い手不足や高齢化も進行しており、先月三十日に公表されました二〇二三年漁業センサスの概数値によりますと、令和五年の本県における漁業就業者数は二百九十二人であり、前回調査の平成三十年と比較し七十六人、率にして約二〇%の減少という厳しい結果が示されたところでございます。

一方で、県ではこれまで、庄内北前ガニ、庄内おぼこサワラ、天然トラフグなどといった魚種のブランド化や、漁業試験調査船「最上丸」を活用した漁場開拓や漁況の情報発信、船上での活締め技術の開発及び普及による水産物の高鮮度・高付加価値化、さらには行政と飲食店が一体となった魚食普及キャンペーンの展開など、庄内浜の水産物の価値向上に向けた様々な取組は評価に値すべきものであり、今日の庄内浜ブランドの確立と認知度向上に寄与しているものと認識いたしております。

漁業を取り巻く環境が厳しいのは、本県のみではなく全国的なものでありますので、ピンチをチャンスと捉え、庄内浜の漁業振興を力強く推し進めていかなければならないものと思います。

そこで、現在の本県の漁業の現状をどう捉えておられるのか、これを踏まえて、今後の水産業の成長産業化に向けてどのような戦略を持って漁業振興策及び担い手確保策に取り組んでいかれるのか農林水産部長にお伺い申し上げ、私からの代表質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森田 廣議員） この場合、答弁を求めます。

答弁の順は私から指名します。

吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 石黒議員より私に二点御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず一点目は、吉村県政四期十六年の総括と成果ということについてです。大変過分なお言葉を頂戴して恐縮いたしておりますが、お答え申し上げます。

私は、知事就任以来一貫して、「心の通う温かい県政」を基本姿勢に、ここ山形県で暮らし続けたいという県民の皆様の願いや思いを何よりも大切にし、県民の皆様や市町村との対話を重視しながら県政運営に取り組んでまいりました。

就任当初から人口減少問題を県政の最重要課題の一つと位置づけ、とりわけ少子化の流れに歯止めをかけることが重要だと考え、「子育てするなら山形県」を掲げ、社会全体で子育てを応援する機運を高め、結婚や妊娠・出産、子育ての希望の実現を応援するなど、総合的な少子化対策を展開してまいりました。具体的には、やまがたハッピーサポートセンターの設立・機能強化や、保育料無償化に向けた段階的負担軽減の実施、子育てと仕事の両立を目指す女性をワンストップで支援するマザーズジョブサポートセンターの設置などを進めてきたところです。

また、若者の県内定着・回帰を促進するため、子供の頃からの郷土への理解や愛着の醸成に向けた取組や、首都圏等の大学などとのU Iターン就職に関する協定の締結、ふるさと山形移住・定住推進センターを中心としたオール山形での移住・定住施策の強化などを進めてまいりました。

こうした人口減少対策の取組と併せて、若者や子供たちが多様な学びや働き方を選択でき、一人一人が本県での暮らしに希望を描き、活躍できる山形県を目指してまいりました。

教育環境の整備に向けては、全国に先駆けて特別支援学級を含めて小学校、中学校の少人数学級編制の完全実施を行いました。それから、村山・庄内での中高一貫校の開校、東北初の農林業系専門職大学となる東北農林専門職大学の開学などに取り組んでまいりました。

若者の就労環境の向上に向けては、全国に先駆けた正社員化促進事業奨励金、所得向上促進事業奨励金の創設、有機エレクトロニクスやバイオテクノロジーなどの世界最先端技術を核とした産業集積の促進、やまがた産業支援機構の再編統合による中小企業等への支援の充実などに取り組んでまいりました。

農林水産分野では、若者が希望を持てる魅力的な農林水産業を実現するため、つや姫・雪若丸ややまがた紅王などの開発・ブランド化や、全国に先駆けたやまがた森林ノミクスの推進などに取り組んできております。

観光分野では、観光立県山形の実現に向けた官民一体となった観光誘客の取組を進めており、豊かな自然や精神文化、温泉、「ラーメン県そば王国」に代表される食など、県内外へ本県の多彩な地域資源の魅力を発信してきております。

県民の暮らしや経済活動を支える交通ネットワークの整備としましては、東北中央自動車道の開通などにより、高速道路供用率は知事就任時の五〇％から令和五年度末時点で八六％まで高まり、山形新幹線米沢トンネル・仮称につきましても、JR東日本と整備計画の推進に関する覚書を締結するなど、事業化に向けて全力で取り組んでおります。

環境分野では、東日本大震災を教訓に、政府に先駆けて山形県エネルギー戦略を策定し、再エネの導入拡大を推進してきております。洋上風力につきましては、遊佐町沖が再エネ海域利用法における促進区域に指定され、県内企業の関連産業への参入も期待されております。

危機管理の面では、世界中で猛威を振るった新型コロナに対して、感染対策と地域経済の両立に医師会や経済界、市町村などオール山形で取り組んできたことで、コロナ禍前の日常や人の流れが戻ってきております。デジタル化も進みました。また、先般の大雨災害など、頻発・激甚化する自然災害に対しては、私自身が先頭に立ち、政府や市町村、関係機関と連携を図りながら、スピード感を持って対応してきているところです。

このように、県民の皆様、県議会の皆様とともに、直面する諸課題に全力で対処しながら、社会情勢の変化を好機と捉え、新たな挑戦を重ねてきたことで、若者や子供たちが未来に希望を持てる県づくりは着実に前進しているものと考えているところでございます。

次に、今後の県政運営についての御質問です。

「県政運営の基本的考え方」は、翌年度の予算編成や組織機構等の検討に先立ち、重点的に推進する施策の方向性を明確にすることで、県政運営全般にわたる基本的な考え方を示すものであります。本県を取り巻く社会経済情勢や政府の政策動向を踏まえ、また、第四次山形県総合発展計画の次期実施計画策定に向けた総合政策審議会の御意見なども参考に検討し、今般、案をお示ししたところです。

少子高齢化を伴う人口減少や人手不足の深刻化など、暮らしや地域経済の先行きは不透明感を増しております。また、気候変動が加速し、先般の記録的な被害をもたらした大雨をはじめ、自然災害が頻発・激甚化しております。こうした状況を踏まえ、今後の県政運営について、大きく三つの方向性を打ち出したところです。

一つ目は、「中長期を見据えた『人口減少対策』の強化」であります。

人口の減少スピードの緩和に粘り強く取り組むとともに、人口減少が進む中にありましても、暮らしの質と地域社会の活力の向上を図っていくことが重要であります。本県で暮らし、働くことの魅力向上・発信に努めながら、若者の県内定着・回帰や、将来的な移住・定住も見据えた関係人口・交流人口の拡大、外国人材の受入れ・定着などの人口減少の抑制策を展開してまいります。また、暮らしの様々な分野においてデジタルの活用を拡大するとともに、包摂性・寛容性の高い地域社会づくりを進め、多様な人材の社会参画を促してまいります。

二つ目は、「時代の変化を推進力とした『産業の稼ぐ力の向上』」であります。

農業や工業などの活力は、県民の豊かな生活や地域の持続的な発展にとって重要であります。県民所得の向上を意識し、DX・GXなどの新たな技術や国内外の活力の取り込みに努めながら、農業のスマート化や企業等の生産性・付加価値向上を図るとともに、多様な来訪者を呼び込む交流プログラムの展開、県産品の販路拡大など、山形の豊かな食も生かして、人・モノの交流拡大を促してまいります。

三つ目は、「様々なリスクへの対応強化による『安全・安心の確保』」であります。

安全安心は暮らしや経済活動の基盤となるものであり、ハード、ソフト両面からの地域防災力の向上に引き続き取り組んでまいります。また、気候変動への計画的な対応や超高齢社会を見据えた医療・介護提供体制の整備など、今後想定される変化への備えの強化も着実に進めてまいります。

総合発展計画の基本目標の実現につなげていくべく、これまで以上に政策分野を横断した総合的な視点に立って、官民の枠を超えて多様な主体と連携し、新たな取組にも積極的に挑戦しながら、様々な施策を展開してまいります。

目下、本県におきましては、自然災害として過去最大規模の被害が見込まれている大雨災害からの復旧復興が最優先の課題であり、今定例会で過去最大規模となる補正予算を提案申し上げているところであります。県行政のトップを担う知事として、まずは今般の大雨災害からの復旧復興に全身全霊で取り組むことが私の使命であると考えております。

来年二月十三日の任期満了を控え、ただいま議員から、来年への期待のお言葉をいただき大変ありがたく思っておりますが、私の身の振り方につきましては、今後熟慮してまいりたいと考えております。

○議長（森田 廣議員） 岡本総務部長。

○総務部長（岡本泰輔君） 東北公益文科大学の機能強化の方向性と公立化に向けた進め方についてお答えを申し上げます。

東北公益文科大学の公立化と機能強化につきましては、去る八月八日に、県、庄内地域二市三町及び学校法人東北公益文科大学の間で基本合意書を取り交わし、令和八年四月の公立化を目標に準備を進めていくこととなりました。

全国的に十八歳人口が減少していく中で、公立化を契機として、学生にとってより魅力ある大学となるよう機能強化を図る必要があると考えており、県と二市三町による協議の過程では、各首長からも「機能強化が重要」との意見が多く出されたところであります。そのため、基本合意書に機能強化に向けた三つの視点を盛り込み、これらを土台に検討を進めてまいります。

一つ目の「地域の企業・自治体等との連携強化による地域課題解決への貢献」につきましては、公立化に伴い、二市三町、県、地元産業界との連携がさらに深まることから、それらの協力を受け、地域のリーダーとなる人材を育成し、より地域課題の解決に貢献していこうというものです。

二つ目の「デジタル化をリードする人材の育成」につきましては、暮らしや産業をはじめ様々な分野でデジタル技術を活用した変革が求められる中で、AIの活用を含むデジタル化を牽引する人材を育成し、地域のデジタル化に貢献していこうというものであります。

三つ目の「国内外を開拓する人材の育成」につきましては、これまで実施してきた地域連携シンポジウム、起業マインド育成講座、学校法人として準備を進めている国際学部の新設を踏まえ、様々な分野で新たなことに果敢に挑む人材を育成しようというものであります。

これらの視点を踏まえて機能強化の内容の検討を進め、令和七年度の第三・四半期までに機能強化の基本方針を決定し、公立化後最初の中期目標期間中に具現化していきたいと考えております。

また、令和八年四月の公立化に向けては、令和七年度中に公立大学法人設立認可等の申請を行い、認可を受ける必要があります。このため、県、二市三町、学校法人による公立大学法人設立準備委員会を立ち上げ、法人の組織運営体制、定款、出資財産、中期目標など、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

地域の活性化や若者の地元定着など、東北公益文科大学に求められる役割は非常に大きいものがあります。学生にとっても地域にとっても、より魅力的で特色ある大学となり、地域とともに発展することができるよう、関係者一丸となってしっかりと取り組んでまいります。

○議長（森田 廣議員） 高橋環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（高橋 徹君） 山形県エネルギー戦略の方向についてお答え申し上げます。

本県では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を契機に、安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入促進等を図るため、令和十二年度末までの二十年間を戦略期間とする山形県エネルギー戦略を平成二十四年三月に策定いたしました。

策定から十二年間、本戦略に沿って各種施策に取り組んだ結果、当初の再エネ開発目標である百一・五万キロワットに対し、令和五年度末時点の導入実績は七十二万キロワットに達するなど、着実に再エネの導入が図られてきております。

一方で、戦略策定後の社会情勢の変化としまして、近年は本県でも気象災害が頻発化・激甚化するなど、地球温暖化への対策が待ったなしの状況となりました。本県では、令和二年八月に「ゼロカーボンやまがた二〇五〇」を宣言するとともに、令和五年四月に山形県脱炭素社会づくり条例を施行し、脱炭素社会の実現に向けて県民一体となって取組を進めてきております。

さらに、国際情勢の不安定化等による燃料価格の高騰、エネルギーの安定供給に対する懸念の高まりなどを踏まえますと、再エネの導入をより一層拡大していく必要性が生じてまいりました。

このため、有識者の意見も踏まえ、このたび、再エネ開発目標を百五十三万キロワットへ上方修正いたしました。この目標を達成した場合、県内の一般家庭約四十万世帯における一年間の電力需要量の約二倍に相当する電力が生み出されるとともに、県内温室効果ガス排出量の約二割相当分を削減する効果も見込まれます。

この目標は、当初の一・五倍と、より挑戦的で高いものとなりましたが、その達成に向けましては、地域の合意形成を図りながら洋上風力発電など大規模発電事業を促進するとともに、分散型電源及び熱源の導入拡大のため、太陽光発電の新たな導入手法であるPPA事業の普及・拡大や、工業団地における地域熱供給システムの導入等による産業部門での熱の面的利用の促進などに取り組んでまいります。

加えて、再エネの安定供給に資する新たな技術として期待されております水素や系統用蓄電池等の導入促進を図るとともに、再エネ導入等により生み出された利益を地域に還元する新たな仕組みの構築などを通して、再エネ導入をさらに加速してまいりたいと考えております。

県といたしましては、県民の皆様にも改めて再エネ導入の意義について理解を深めてもらいつつ、県民がその効果をより実感できるよう、エネルギー戦略に沿って各種施策を着実に進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 星農林水産部長。

○農林水産部長（星 里香子君） 私に三問御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、山地災害の状況と復旧に向けた取組についてお答えいたします。

七月二十五日からの大雨に伴う農林水産被害額は、九月十七日現在で風水害としては過去最大の約二百六十億円に及び、そのうち、山腹崩壊などの山地災害は県内全域で百八か所で確認され、被害額は約三十九億七千万円となっております。

これらの被害のうち、緊急的な対応が必要な箇所については、既決予算を活用して土砂の撤去など応急工事を実施するとともに、今後の本格的な復旧対策については、本定例会に必要な予算を提案しており、人家や公道などに影響を及ぼしている箇所から優先的に進めることとしております。

具体的には、人家等に直接被害を与えている山腹崩壊箇所については、政府に対して災害関連緊急治山事業等の申請を行い、年内着手に向けて準備を進めております。また、政府の事業対象とならない箇所については、県単独事業での復旧を計画しております。

こうした復旧対策に加えて、近年、頻発化・激甚化している山地災害の発生要因を検証し、今後の効果的な治山対策につなげていくことも重要であります。このため、地質、森林生態、治山技術などの専門家を委員として、甚大な被害があった酒田市荒瀬川流域の山地災害を検証する検証会議の設置準備を進めております。その前段として、九月四日には、森林総合研究所から山地災害の専門家を招聘して、県防災ヘリで視察時に撮影した動画の分析や山腹崩壊箇所の現地調査を行ったところです。

検証会議では、山腹崩壊箇所の地形・地質や樹木の生育状況やこれまで整備してきた治山施設の現況等を調査し、山腹崩壊が発生した要因や形態を分析することで、山地災害発生の傾向を明らかにしていきたいと考えております。

また、その検証結果については、県が設定している山地災害危険地区の再点検や、治山施設整備の工法及び配置の検討、治山事業の優先度判定など県内全域で活用していきたいと考えております。

森林は、木材生産のほか、水源涵養や二酸化炭素吸収源などの公益的機能も有しております。県としましては、引き続き、間伐や再造林等の森林整備を計画的に進めるとともに、治山事業による林地保全対策にもしっかりと取り組み、森林の有する公益的機能の増進に努めてまいります。

続きまして、被災農業者の営農継続に向けた取組についてお答えいたします。

今回の災害の農業関係につきましては、二百二億円の被害額となっております。

被災された方々の中には、農地に土砂などが流入して来期の作付も見通せないような被害を受けられた方もおられまして、農業を続ける意欲を失いかけている方もいらっしゃるとう聞きしているところでございます。

農業は、命を支える営みであり、農村地域においては、コミュニティーの維持や景観の保全など様々な面で大きな役割を果たしております。とりわけ、耕地面積の約六割を占める中山間地域においては、耕作条件が厳しい中でしっかり農業を営み続けてくださる方々がいるからこそ、本県の農業や農村の機能が維持できていると考えております。

こうした重要な役割を担っておられる方々が、今回の被災をきっかけに営農を断念されるということは、地域全体にとりまして大きな損失になるものと受け止めております。

今回被災された皆様に営農を続けていただくためには、まず、生産の基盤である農地や農業用施設の迅速な復旧が重要であります。出穂期を控えた時期でありましたので、まず応急復旧で用水確保に努めたところですが、今期の収穫が見込めない場合でも、できる限り来期の作付に間に合うように、災害復旧事業等を活用して、市町村や土地改良区等と連携して農地や農業用施設の復旧に向けて全力で取り組んでいるところでございます。さらに、政府の事業要件に満たない小規模農地の復旧等については、県と市町村が協調して、農林水産物等災害対策事業による支援を行ってまいります。

一方、技術面におきましては、普及員を中心とした支援チームを設置しまして、被災された現場の状況を調査しながら、技術のアドバイスなどを行っているところでございます。

県としましては、被災された農業者の皆様がこれからも希望を持って安心して農業を続けていただけるよう、ハード、ソフト両面からきめ細かな支援にしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、本県漁業の現状と今後の振興策についてお答えいたします。

本県における令和五年の漁獲量は二千八百四十三トン、生産額は約二十億三千九百万円で、十年前と比べ、漁獲量が四五%に、生産額が七六%に落ち込んでおります。特に、主力のスルメイカやサケの漁獲量は二〇%程度に減少しているほか、ハタハタは僅か一%まで激減しています。

漁獲量が減少する中で、いかにして漁業者の収入を確保していくかが大きな課題であり、水産物の付加価値向上や経営基盤の強化が必要とされております。

付加価値向上に向けては、多様な魚種が水揚げされる庄内浜の特徴を生かし、庄内北前ガニなど庄内浜水産物のブランド化に、生産、流通、行政等の関係者が一丸となって取り組んでおります。また、昨年度から、スルメイカやヤ

リイカ、ケンサキイカ、アオリイカなどを活イカとして新たにブランド化する取組を進めているところでございます。

次に、経営基盤の強化に向けては、漁業者のやる気と創意工夫を引き出すオーダーメイド型の補助で令和三年度から市町と協調して支援しており、令和五年度までの三年間で計三十一件の海面漁業者の取組を支援してまいりました。活用の例としまして、大型のクロマグロに対応できる漁具装備等の導入や高鮮度出荷に対応する製氷機の導入などがあり、水産物の高品質化や付加価値向上等が図られ、漁業者の所得向上につながっていると、漁業者や水産関係者から評価をいただいております。

一方、新規就業者の確保・育成に向けては、漁業研修体験の実施、就業時の家賃補助、独立後最長三年間の年額百五十万円の定額給付などの支援を行ってきているところであり、令和元年度から五年度までの五年間で四十名が新たに就業しております。しかしながら、高齢化等で減少する漁業者を充足するまでの新規就業者の確保には至っておらず、より一層の取組が必要と考えております。

今後も厳しさを増す漁業を取り巻く環境に対応し、漁業の成長産業化を図るためには、減少する漁業資源への対応や担い手の確保に向けた対策に加え、水産物や漁村の地域資源を生かしてにぎわいの創出を進める海業（うみぎょう）の推進や、洋上風力発電事業を契機とした漁業振興と地域活性化などの新たな視点も取り入れる必要があります。

このため、今年度予定している山形県水産振興計画の改定に当たりましては、現場の声を丁寧にお聴きしながら、新たな視点も含めて検討を進め、本県漁業が持続し魅力ある産業となるよう取組を進めてまいります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明日定刻本会議を開き、議案に対する質疑と県政一般に関する質問を併せ行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 零時 三十九分 散 会